

議案第 59 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号関係手数料の表通知カードの再交付（当該通知カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。）の項を削る。

別表狂犬病予防法関係手数料の表犬の登録の項の次に次のように加える。

狂犬病予防注射	1 頭につき 2,950 円
---------	----------------

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第 3 号及び第 4 号中「合計した額」の次に「(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、アに定める額)」を加え、同項第 7 号及び第 8 号中「合計した額」の次に「(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、ア及びウに定める額を合計した額)」を加え、同表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査に係る適合証又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合しているものに限る。）が交付された低炭素建築物新築等計画の項第 3 号及び第 4 号中「合

計した額」の次に「(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、アに定める額)」を加え、同項第7号及び第8号中「合計した額」の次に「(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、ア及びウに定める額を合計した額)」を加える。

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査申請に併せて登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証(以下この表において「適合証」という。)の写し又は登録住宅性能評価機関による設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級4又は等級5)に適合しているものに限る。以下この表において「評価書」という。)の写しが提出された場合以外の場合の項第1号ウ、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査申請に併せて適合証の写し又は評価書の写しが提出された場合の項第1号ウ及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査申請に併せて適合証の写しその他建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が認めるもの(以下この表において「適合証等」という。)が提出された場合以外の場合の項第1号イ中「延床面積」の次に「(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、共用部分の延床面積を除く建築物の延床面積)」を加え、同項第2号中「仕様基準(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。)」を「基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準若しくは同号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準」に改め、同号イ中「延床面積」の次に「(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、共用部分の延床面積を除く建築物の延床面積)」を加え、同表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査申請に併せて適合証等が提

出された場合の項第1号イ中「延床面積」の次に「(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、共用部分の延床面積を除く建築物の延床面積)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表の改正規定及び別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 別表狂犬病予防法関係手数料の表犬の登録の項の次に次のように加える改正規定 令和2年4月1日

(3) 別表個人番号関係手数料の表通知カードの再交付（当該通知カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。）の項を削る改正規定及び附則第3項の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

2 改正後の別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表及び別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前にした行為（通知カードの再交付に係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

## 理 由

低炭素建築物新築等計画の認定等において新たに追加された評価方法に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。